

令和7年大崎上島町議会（第2回）定例会会議録（第2号）

- 1 令和7年6月11日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

- 2 出席した議員は次のとおりである。

1 番 森 ル イ

2番 浜田幸造

3番 赤松良雄

4番 水橋 直行

5番 進藤 雅通

6番 下末典和

8番 信谷俊樹

9番 渡辺年節

10番 関田大祐

- 3 欠席した議員は次のとおりである。

7番 末光透

- 4 会議録署名議員は次のとおりである。

3番 赤松良雄

4番 水橋 直行

- 5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長 宮 地 丈 彦

書 記 岡 田 愛 子

- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長 谷川正芳

副町長 小田 博

教 育 長 佐々木 智 彦

総務課長 坂田 誠

企画課長 竹下良二

税 務 課 長 平 道 龍 二

住 民 課 長 亀 井 成 美

会 計 課 長 岡 田 貴 美

健康福祉課長 川 野 義 彦

地域経営課長 三 村 竜 也

建設課長 下川 昇

環境衛生課長 河 田 弘 文

学校教育課長 山 本 秀 樹

生涯学習課長 川 本 亮 之

- 7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

日程第 1 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書（令和 6 年度大崎上島町一般会計）について

日程第 2 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書（令和 6 年度大崎上島町介護保険事業特別会計）について

日程第 3 報告第 5 号 予算繰越計算書（令和 6 年度大崎上島町下水道事業会計）について

日程第 4 報告第 6 号 事故繰越し繰越計算書（令和 6 年度大崎上島町一般会計）について

日程第 5 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について

日程第 6 議案第 31 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び大崎上島町税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 32 号 大崎上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 33 号 大崎上島町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 34 号 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて

日程第 10 議案第 35 号 令和 7 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 36 号 令和 7 年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 37 号 工事請負契約の締結について

日程第 13 発議第 7 号 大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 14 発議第 8 号 地方財政の充実・強化に関する意見書案について

日程第 15 議員派遣について

日程第 16 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開議

○議長（閑田大祐君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（閑田大祐君） 日程第 1、報告第 3 号繰越明許費繰越計算書（令和 6 年度大崎上島町一般会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第3号繰越明許費繰越計算書（令和6年度大崎上島町一般会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和6年度大崎上島町一般会計予算のうち令和7年度に繰り越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

主な内容は、総務費ではコミュニティーバス運行事業など3事業で4,450万9,000円、民生費では住民税非課税世帯給付金など6事業で4,025万2,000円、衛生費では上水道事業会計補助金で1,190万円、農林水産費では農地整備諸費など3事業で806万円、土木費では町道上豊広線改良事業など10事業で1億1,411万8,000円、消防費では消防・防災設備機材等整備費など2事業で8,734万4,000円、教育費では大崎上島文化センター整備事業で489万9,000円、災害復旧費では大崎学校給食センター災害復旧事業で2,891万1,000円を令和7年度へ繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（閑田大祐君） 日程第2、報告第4号繰越明許費繰越計算書（令和6年度大崎上島町介護保険事業特別会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第4号繰越明許費繰越計算書（令和6年度大崎上島町介護保険事業特別会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和6年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算のうち令和7年度に繰り越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容は、一般管理事務費の執行に要する経費として275万円を令和7年度に繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（閑田大祐君） 日程第3、報告第5号予算繰越計算書（令和6年度大崎上島町下水道事業会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第5号予算繰越計算書（令和6年度大崎上島町下水道事業会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和6年度大崎上島町下水道事業会計予算のうち令和7年度に繰り越して使用する経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

内容は、下水道施設建設改良事業の執行に要する経費として765万8,000円を令和7年度に繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（閑田大祐君） 日程第4、報告第6号事故繰越し繰越計算書（令和6年度大崎上島町一般会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第6号事故繰越し繰越計算書（令和6年度大崎上島町一般会計）について説明を申し上げます。

本報告は、令和6年度大崎上島町一般会計予算のうち令和7年度に事故繰越して使用する経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

内容は、令和5年度から令和6年度に繰り越した予算のうち、木江支所管理費2,252万8,000円、排水施設整備事業7,590万円を令和7年度に事故繰越したものでございます。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 普通の繰越金と事故繰越金というのは、議員さんとしては皆さん理解されていると思うんですけども、聞かれている町民の方が分からない場合もあると思われまますので、具体的にどう違うのか説明を求めます。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 渡辺議員の質問にお答えします。

繰越明許費の繰越事業については、令和6年度に執行できなかったものについて繰越しをして令和7年度に実行するものであります。事故繰越っていうのは、この場合では令和5年度から令和6年に繰越した会計のもの、それが会計年度独立の原則を例外的に策定したものについて事故繰越ができる。事故繰越のできるっていうものが、避けなければならない事故というものがあまして、それが避けることのできない事故のために年度内に繰越しも含めて執行することができなかったものを翌々年度に事故繰をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 分かったような分からないような説明なんですけども、年度予算

内で執行できなかったものはいわゆる繰越金として理解していいですね。事故繰越というのは、今の説明からすれば債務負担行為などにおいて次の年度内で消化できなかったものを次回にも繰り越すことができる場合や、何らかの突発的な事故で、突発的な事案で執行できなかった場合に繰越しができるという、そういう判断でいいんですか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 債務負担行為の場合は、複数年の予算を確保してその年度で予算計上しております。なので、その予算計上したものを単年度で実施していくものが債務負担行為でございます。繰越明許費というものは、前年度に予算額を確保してそれを翌年度に執行する場合に繰越明許費でやります。それが基本で、会計年度の原則的なものなんですけれども、それを2か年にわたって繰越しをすることを事故繰といたします。基本的にそれは例外的なものなのでできないものなんですけれども、特別の場合、避け難い事故といったら災害とか、物が入らないとか、そういうところに含めて2年以上の予算を執行していく、単年度予算で執行できるものを2年度繰り越してやるっていうものが事故繰になります。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 何となく分かったような分からんようなあれなんです、何らかの突発的な事故でどうしても年内に消化できなかった場合に事故繰として扱うという理解でよろしいですね。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

○9番（渡辺年範君） はい、よろしいです。

○議長（閑田大祐君） ほかに質疑はありませんか。

信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 町長にお伺いしますけども、過去、事故繰越はほとんどなかったはずなんですけども、今回どうして事故繰越にならにやあいけんようなことになったのか。いやいや、理屈は分かっとなんてですよ。言ようことの理屈は。じゃけど、ごく最近にはなかったはずなのに出来たので何で出来たのかというところを、行政側の指導がどうなっとなかということについて、町長がトップじゃけんお伺いするということです。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 信谷議員の質問にお答えいたします。

今までなかったという意味では、社会が安定していたときということと、今現在でいう

と災害あるいはまた物価高騰等々のいろいろな要因があったり、納品が遅れてくるということがあった。そういうふうな社会的な情勢になって、今回も木江支所管理費あるいは排水施設整備事業という中でそれに相当するようなことがあった上でということで、やむなしという意味で、今までなかったけれども、社会情勢のその動きを、どうしても必要とされてたというふうに私は理解しております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） なるべく事故繰越のないような、そういう設計、制度をちゃんとお願いします。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

○8番（信谷俊樹君） はい。

○議長（閑田大祐君） ほかに質疑はありませんか。

赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 副町長、産業建設委員会で話をして、ある人から事故繰越の件について、設計を含めて、少し今まではあまりなかったんもあるし、どういう理由でなったとか、設計が悪かったのか、例えば一遍にぼんと業者が入ってしたらできる場合もあるし、そこら辺もあるけども、入札する前からそういうことも含めて今後検討すべきではないか。旧大崎の時代は、ある業者が仕事ができなかったらペナルティーを食らうから4社、5社が一遍にどんと3月末にやらせたというか、やらにゃいけんのだけど、そういうこともあったんだけど、工事費については違うときに質問しますけども、設計上のこととかいろんなこととかを少し契約上に盛り込むことも今後必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（閑田大祐君） 副町長。

○副町長（小田 博君） ご質問にお答えをいたします。

今言われたのは排水設備の事業のことなんじゃろうと思うんですけども、当初計画をいたしておりましたのがその地質が大丈夫ではないかということで、本来であればボーリングをして確認をすれば実際の中の泥の状況とかというのははっきり分かるんですけども、ボーリングするにしましても何百万円という費用がかかりますので、その後ちょっと見込みが違ったというところでございまして、その部分にしては今後どのようにしていくかというのは詳細に検討しながら、その場所場所によってどういう対策をしたらいいのかとい

うのも検討してきたい、そのように思っておるところでございます。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 確かに2メートルぐらいのとこだから、普通は下水道みたいに5メートル、6メートル掘ることがないからボーリングをせんのは分かるんだけど、例えばの話、業者を責めるわけないと、その工事のところに今3人が仕事をしようたんを10人で仕事したらできんことはないんです、やろうと思えば。それをせえ言うんじゃないけども、工期が長いからゆっくり引っ張って、けつが延びたから4月以降になったということもあるんだけど、そこら辺のちゃんとした取組というか、そういうことがあった場合はこうなりますとかということも含めてすべき。例えば、せかしたんかどうか、せかしたというか、水が止まるんがどれぐらいで止まるんかどうかということ、止めた後にどうするんかということとかいろいろなことがあるんですけども、少し中身も詰めて、契約上とか業者との話で、急いで悪い製品を造れとは言いませんけども、そこら辺も考えるべきじゃないかと思いますけど。

○議長（閑田大祐君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 今回の件につきましては土質が確かに悪かったということで、掘った結果として状況が分かりましたので、議員が言われるように、そこに業者の数を入れるとか人手をかけて対策をするというのはなかなか取りにくくて、取ったのは土質が悪いので、ちょっと水位を低下させて泥が乾くのを待って地盤が安定してそれからかかろうということで、このたびのように繰り越して事業を行うという判断をしたところでございます。いろいろな工事の方法というのはあろうかと思うんですけども、今、議員がおっしゃられた方法も含めて今後はいろいろ検討してまいりたい、そのように思っております。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

○3番（赤松良雄君） はい。

○議長（閑田大祐君） ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（閑田大祐君） 日程第5、報告第7号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 報告第7号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、令和7年4月14日付で、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

内容は、令和7年3月7日に、教育委員会会計年度任用職員が公務のためJ A広島ゆたか中野支所へ出向いた際、同支所の駐車場において公用車を駐車中、確認不足により駐車スペースの左側に駐車していた相手方車両に接触し損傷させたため、その修理費27万4,919円を損害賠償額として示談処理を行ったものです。

以上でございます。

○議長（閑田大祐君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（閑田大祐君） 日程第6、議案第31号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び大崎上島町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第31号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び大崎上島町税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

条項ずれが生じたことから、番号法の条項を引用する関係条例の規定整備を行うものです。

なお、施行期日は公布の日としております。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び大崎上島町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い条項ずれが生じたため、この法律の条項を引用する既存の条例に関し、規定の整備を行うものです。

改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例と大崎上島町税条例です。

以上です。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第31号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び大崎上島町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第7、議案第32号大崎上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第32号大崎上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が施行され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、大崎上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、所要の改正を行うものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川野義彦君） 大崎上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

第6条、保育所との連携では、保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合で、保育内容支援連携協力者を適切に確保することにより当該連携施設を確保しないことができることとし、また代替保育の連携に係る連携施設の確保が困難であると認める場合で、確保の促進のために必要な措置を講じてもなお確保が著しく困難であると認めるときは代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとします。

また、連携施設の経過措置を法の施行日から起算して10年を経過する日までの間を、15年を経過する日までの間に延長するものです。

以上です。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第32号大崎上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第8、議案第33号大崎上島町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第33号大崎上島町営住宅条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法の一部が改正されたことにより、公営住宅の入居者資格について同居親族要件が廃止されました。

本町においては、公営住宅法改正後も同居親族要件を廃止することなく運用してまいりましたが、町営住宅の空き室が増加してきたことから要件を緩和しても対応可能となりましたので、同居親族要件を廃止することとし、所要の改正を行うものでございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第33号大崎上島町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第9、議案第34号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第34号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更するためのもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

主な内容としては、過疎債を活用する予定のハード3事業を計画に追加するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の変更により追加計上等の事業についてご説明をいたします。

令和３年９月に策定の過疎地域持続的発展計画にハード事業３事業を追加し、計画を変更するものでございます。追加事業としては、ハード事業は、持続的発展施策区分、事業名、市町村道路に、事業内容として町道天満柿の浦線改良事業、町道不動根田尾１号線擁壁事業、持続的発展施策区分、地域文化等振興施設等に、事業内容として野賀權伝馬艇庫塗装改修工事の３事業を計画に追加しております。追加及び変更の事業につきましては過疎債を有効活用することとし、いずれも過疎地域の振興に資する事業であること、適債性について検討し、計上しております。

なお、計画の変更に係る広島県との協議については、令和７年５月２２日付で異議のない旨の回答を得ております。

以上であります。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第３４号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３４号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第10、議案第35号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第35号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ6,489万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億6,385万4,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、職員の配置替えに伴う人件費の調整、带状疱疹の定期接種、子供・妊婦インフルエンザ予防接種費用助成に要する経費の追加、その他事業の執行に伴い予算の補正が必要となった事業について所要の補正を行うものです。

第2表、地方債の補正では、国庫補助金の内示、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、国庫支出金及び町債を追加計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正では、当該事業の事業費に追加及び財源更正等に伴い補正を行い、起債の限度額について7事業の総額で2,290万円の増額を行っております。

8ページをお願いします。

歳入ですが、国庫支出金では、総務費国庫補助金に新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の交付決定に伴い31万1,000円の追加を、土木費、国庫補助金に道路橋りょう費国庫補助金等の内示に伴い2,035万8,000円の減額を計上しております。

繰入金では、基金繰入金の財政調整基金繰入金として、歳入歳出の予算の均衡を図るため、財政調整基金繰入金6,177万円の追加を、町債では、9ページをお願いします、

土木債に国庫補助金の内示及び事業費の追加等による事業費への町債充当に伴い、道路橋りょう債に町道山尻原下1号線改良事業等5事業で1,660万円、住宅債に公営住宅整備事業360万円、教育債の保健体育債に大崎上島給食センター整備事業270万円をそれぞれ追加計上しております。

10ページをお願いします。

歳出予算ですが、総務費では、総務管理費の財政管理費にふるさと納税推進事業900万円を、企画費に地域おこし協力隊起業支援補助金として100万円の追加計上をしております。

11ページをお願いします。

民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費に国の物価高騰対応重点支援交付金事業として定額減税補足給付金（不足額給付）に係る給付費及び事務費として総額で849万1,000円の追加を、12ページをお願いします、衛生費では、保健衛生費の予防費に带状疱疹ワクチン接種等予防接種事業費に2,176万7,000円の追加を、13ページをお願いします、保健福祉センター費に合併処理浄化槽補修工事に伴い、木江保健福祉センター管理運営費382万9,000円の追加を、教育費では、教育総務費の外国青年招致費に国通知によるALT報酬額増額改正に伴い240万7,000円の追加を計上しております。

14ページをお願いします。

社会教育費の人権教育費に大崎解放教育集会所擁壁改修工事に伴う解放教育集会所管理運営費308万6,000円の追加を、保健体育費の給食センター費に空調改修に伴う大崎給食センター管理運営費272万8,000円の追加を計上しております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 8ページ、歳入の国庫支出金の中の国庫補助金ですか、これの減額の理由を説明お願いいたします。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

当初、交付金のほうを申請するのを前年度に、来年度の予定で申請はするんですけど、その中の決定内定額っていうのがこの前、年が変わってきますので、その差額分が減額となっております。その減額分につきましては過疎債で充当させていただいております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） じゃあ、その国庫補助金を使わなかったから減額したわけではないんですね。使う必要がなかったから減額したという理由ではないんですね。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） はい、使わないからではなくて、申請は出してるんですけど、そこに国庫交付金につかないということで減額となっております。

○9番（渡辺年範君） 了解です。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） ページ数13の4の8の10の1の4の一番下のところで外国人の招致ですけども、外国人の招致はもう来ることが分かっとなら最初に組んどったほうがえかったんじゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうにとらえてるんですか。

○議長（閑田大祐君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山本秀樹君） 信谷議員の質問にお答えいたします。

この改正については、国3省通知により通知があったものですが、当初予算について予算計上するときには昨年の10月、11月、12月ぐらいに予算計上をするんですが、その3省通知というのが年をまたいで、年を越えて来ました。それで当初予算に計上することができず、この6月の補正で計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） 通知が遅れたという原因とかそういうのは国のほうから何かあったんですか。

○議長（閑田大祐君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山本秀樹君） 質問にお答えいたします。

遅れたということではなく、1月にその3省からの通知が来たということでございます。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

信谷議員。

○8番（信谷俊樹君） その1月頃に来たその前になぜ来なかったか。当初で上げるような予算を組めば問題ないんじゃないけど、最後までなかなか来なかったけんこういうふうには補正で組まにゃあいけんかったんじゃないけども、国も分かっとるはずなのに何でそういうふうな手続の仕方をしたんかがよう分からん。意味が分からない。

じゃあ、言葉を換えて。当初予算で最初にこれだけのお金がかかるというのは、外国人を呼ぶのにこれだけのお金がかかるというのは当初予算の中で分かっとるはずなのに、一番最初のときに、ほんで1月まで何で国のほうが何もせんこと引っ張ったんかというのがよう分からんので。国のほうが決まってなくて引っ張ったんか、決まっとったのに引っ張ったんか、どっちが正解なんです。

○議長（閑田大祐君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山本秀樹君） 質問にお答えいたします。

3省通知が来まして、この報酬額の改正についてはALTの規則の改正もございます。その1月に来まして、国から、申し訳ないんですが、1月に来た、遅れた理由というのは不明なんです、その1月に来まして、ALTの報酬が載っている規則の改正が、大崎上島町招致外国青年任用規則に報酬額等は定められているんですけども、その規則の改正、これは教育委員会に諮らなければならず、その規則の改正を諮りましてそこで決定したため、当初予算でも計上できず、この補正に計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

○8番（信谷俊樹君） はい、いいです。簡単に聞いたので。

○議長（閑田大祐君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第35号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

10時より再開いたします。

午前 9時43分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（閑田大祐君） 休憩を解いて会議を再開します。

○議長（閑田大祐君） 日程第11、議案第36号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第36号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、起債の限度額の補正を行うものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正では、令和7年度大崎上島町下水道事業会計予算の第3条、本文を「収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の総係費のうち委託料3,085万9,000円の財源にあてるため、企業債1,370万円を借り入れる。」と改めております。

第3条、企業債の補正では、公営企業会計適用債の限度額を640万円としております。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第36号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第12、議案第37号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第37号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町道東原下向山線道路災害防除工事（のり面対策）の工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

この工事は、5月27日に指名競争入札を執行した結果、株式会社河本建設が落札し、5月30日に契約金額6,519万8,100円で仮契約を締結しております。

工事の概要は、のり枠工、排水構造物等の道路のり面保護工事を行うものです。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第３７号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３７号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第１３、発議第７号大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

赤松良雄議員、演台のほうにお進みください。

○３番（赤松良雄君） 発議第７号大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について趣旨説明を行います。

本案は、情報通信技術の活用により行政手続等に関する関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法という）について条項ずれが生ずることから、番号法の条項を引用している条例の改正が必要であり、大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部の改正を行うものであります。

改正の内容は、第2条第10項中の「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めるものであります。

以上で発議第7号の趣旨説明を終わります。

○議長（閑田大祐君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより発議第7号大崎上島町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第14、発議第8号地方財政の充実・強化に関する意見書案を議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

進藤雅通議員、演台のほうにお進みください。

○5番（進藤雅通君） 発議第8号地方財政の充実・強化に関する意見書案の趣旨説明を行います。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められます。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足

しており、職場における疲弊感は日々深刻化しております。

政府は、これまで骨太の方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財政確保が求められます。このため、2026年度政府予算案また地方財政の検討に当たっては、国と地方それぞれの役割を明らかにした上で、現行の地方一般財源水準確保により積極的に踏み出し、社会全体として求められる賃上げ基調にも相当する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、政府に意見書を提出するものです。

以上で発議第8号の趣旨説明を終わります。

○議長（閑田大祐君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより発議第8号地方財政の充実・強化に関する意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、大崎上島町議会会議規則第129条の規定により、別紙のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。よって、別紙のとおり決定いたしました。

なお、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定いたしますので、ご了承願います。

○議長（閑田大祐君） 日程第１６、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題とします。

常任委員長、議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第７５条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和７年第２回大崎上島町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前１０時１１分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員